

社会福祉法人 京都いのちの電話

役員報酬規程

理事・監事 報酬等 支給基準

定款

(役員報酬)

第二十一条 役員は、無報酬とする。

定款に定めるところにより理事・監事は無報酬とする。

評議員 報酬等 支給基準

定款

(評議員報酬等)

第八条 評議員は、無報酬とする。

定款に定めるところにより評議員は無報酬とする。

付則

この規程は2017年4月1日から施行する